

「子会社監査役」についてのアンケート 集計結果

1. 親会社と子会社の概要	結果	コメント
1-1(親会社)上場/非上場？ (子会社)上場/非上場？	・親上子非27/29 ・親上子上1社 ・親非子非1社	・93%が「親会社が上場で、監査役が所属している子会社は非上場」
1-2親会社の持ち株比率、 連結対象？	・100%:22/29社中、50.01～99%:7社 ・連結対象:28/29社中	・100%子会社が76%、50.01～99%が24% ・連結対象は97%(非対象1社？資本金1億円 売上約270億円)
1-3企業集団内の子会社等の数	・3桁:16社(国内110海外100～合計290) ・2桁:8社(20～80) ・1桁:5社	・3桁が56%、最大子会社290社+関連会社50社
1-4企業集団内の子会社常勤監査役の人数	・30～50人:11社 ・10～20人:9社 ・1～8人:7社 ・不明:2社	・30～50人:38% ・10～20人:31%
1-5子会社会計監査の状況		
会計監査人の設置有無	・有り:22社 ・無し:7社(大会社以外は無し:1社含む)	・有り:76%
会計監査人が設置されていない場合の 会計監査実施状況(監査役監査:常勤 監査役or親会社管理部門関係者？)	・親会社の会計監査人:2社 ・親会社経理部在籍の社外監査役を中心に実施:1社 ・公認会計士、親会社経理部門子会社に調査を依頼、 その調査結果報告を受けて常勤監査役が実施:1社 ・常勤監査役、非常勤監査役(親会社経理部門の部 長)、内部監査人(親会社の管理部門):1社 ・常勤監査役:3社	・親会社に関係するところ:5社 ・親会社に関係しないところ:3社
1-6子会社内部監査の状況		
内部監査部門の有無・人数(専任・兼 任)、応援等	・有り:21社 ・無し:78社	・有り:72%
内部監査部門がない場合の、内部監 査実施状況(常勤監査役or社内兼務 社員or親会社内部監査部門)		・何等かの形で親会社が関与している。

2. 親会社の管理状況	結果	コメント
2-1グループ経営方針設定の有無	有り:29/29社中	・100%
2-2親会社監査役:定期的な会合の有無	有り:29/29社中	・100%
年間回数	・1～2回:18社 ・3～6回:8社 ・10～12回:3社	・1～2回が67%と多いが、10～12回も10%ある。
特記事項(有りの場合のその内容、 他)	・親会社主催、親会社取締役監査委員講話、親会社管理部門情報提供 ・監査方針・計画説明、監査状況・トピックス情報共有、意見交換、研修等	・親会社からの講話、方針や計画の説明の他に管理部門からの情報提供、意見交換等

3. 子会社監査役のあり方	結果	コメント
3-1子会社監査役の選解任		
3-1-1誰が権限持っているの？	・親会社社長・CEO・親会社指名委員会・親会社人事部・管理部門:15社 ・子会社社長からの提案により親会社会長社長・管理部門が決裁:11社(内1社は監査役が後継監査役を総務Bに推薦) ・親会社常勤監査役の提案により親会社CEOが決裁:1社 ・プロパーは当社、親会社からの派遣は親会社:1社 ・不明:1社	・親会社の意向:52% ・親会社監査役の提案:3% ・子会社の提案:38%

		3-1-2選任対象者はどんな人	・子会社の取締役・幹部経験者(親会社からの出向・転籍を含む):12社(親会社からの転籍者とプロパーを交互に選任:1社) ・子会社の取締役・幹部経験者:7社 ・親会社(部門長以上・職員):3社 ・決まりなし・不明:7社	・子会社の取締役・幹部経験者(親会社からの出向・転籍を含む)が66% ・決まりなし・不明も24%
		親会社等の関係者は出向？転籍？	転籍:21社 転籍・出向:3社 出向:1社 委任契約:1社 決まりなし:1社	・親会社等の関係者は転籍が89%でほとんど
		3-1-3法定任期4年は守られているか？	守られている:7社 ケースバイケース:7社 守られていない:14社 その他(関係ない):1社	・守られているのは24%に過ぎず、守られていないが48%で法の趣旨は形骸化している
		3-2常勤監査役に求められる機能		
		3-2-1「上がりのポスト」？次のポストは？	上がり:21社 取締役・顧問:2社 孫会社代表取締役、取締役、監査役:1社 嘱託・シニア再雇用:2社 その他:3社 (①都度適任者を選出。上がりとか関係ない。 監査役は退任後、顧問にも就任しない。 ②特に決まりはない、監査役が必要だから任命するという考え方が基本。 ③派遣監査役の場合は様々。)	・上りが72%で大部分を占める。 ・取締役・顧問・孫会社役職・再雇用等も17%あり、必ずしも上がりとは言いきれない。
		将来監査役を退任するとき、監査役の経験を生かして他社に監査役として再就職しますか？	考えている:1社 検討中:12社 未定:4社 考えていない:10社 その他:2社	・考えている人は少ない。
		3-2-2親会社への報告義務の有無	有り:9社 なし:18社(内2社、非常事態除く)	・なしが62%を占める。
		報告先・年間回数	(Aグループ) ・子会社株主総会(1回/年) 2社 ・子会社取締役会(1回/年) 5社 ・親会社取締役監査委員(1回/2-3年) 7社 ・監査役監査実施報告書を書面にて親会社に提出(1回/年) 1社 ・親会社から派遣されている非常勤監査役(2名)に対し監査状況を報告している(監査役協議会含む)(1回/年) 1社、(7回+α) 1社 ・親会社からの非常勤監査役を通して報告、又、適宜・監査委員、関連部門へも報告(適宜/年) 1社 ・親会社指定の監査役監査チェックシートを作成、親会社監査部門(1回/年) 2社、(1回/3年) 1社 ・親会社社員である非常勤監査役2名へ監査役監査調書を都度報告(20-22回/年) 2社 (Bグループ) ・なし (その他) ・子会社取締役会(毎月) 1社 ・非常勤監査役と協議会を開催し情報共有(7回/年) 1社 ・グループ監査役連絡協議会(取締役監査部長、子会社管理部門課長級が出席)(1回/年) 1社 ・親会社監査役:監査活動の面談、監査法人の評価レポート(親会社と同一監査法人)(1回/年) 1社 ・親会社経営監査部門長(12回/Y) 1社 ・親会社リスクマネジメント部門長(目標の設定と結果報告:親会社社員として)(年2回) 1社 ・子会社社長(親会社からの出向者)(監査毎) 1社	・株主総会、株主総会に向けての取締役会での報告を取り上げている人が比較的多い。 ・Aグループでは親会社取締役監査委員との面談がある。 ・監査役協議会等で親会社からの非常勤監査役に報告している。 ・親会社社員である非常勤監査役2名へ監査役監査調書を都度報告(20-22回/年)(2社)しているところもある。 ・Bグループでは報告していない。 ・親会社の管理部門に報告しているところもある。 【親会社への報告義務はなくとも、何等かの形でコミュニケーションの場は確保されている】

3-2-3親会社監査役への報告の有無	有り:13社 なし:16社(内、問題があるときのみ 1社)	・有り45%、無し55%で、拮抗している。
親会社監査役への報告はルール化されているか	・ルール化されている :8社(Bグループ5社含む) ・2ヶ月に1度 常勤監査役会議にて活動報告 5社 ・監査委員会業務室。監査計画にて予定されており、年4回メールにて依頼がある 1社 ・親会社監査委員との毎月の定例会合の場で、監査計画や監査結果の報告を行っている。 1社 ・グループ監査役連絡協議会にて、年間の監査結果を各主要子会社の監査役が報告。 1社 ・ルール化されていない:16社(内、報告先窓口は明確化されている 1社、内部統制基本方針にあり 1社)	・(Aグループ)はルール化されていない:11社 ・(Bグループ)では 2ヶ月に一度、常勤監査役会が親会社監査役室主導で開催され、業務監査結果など報告。特に質疑はない。
親会社監査役に報告したことがあるか？ どんな時に、どんな内容か	・親会社取締役監査委員との面談(情報交換) 6社 ・気がかり対応案件については適宜実施 1社 ・親会社の監査役監査時に、適法性監査の実施範囲と結果について報告 1社 ・2ヶ月に1度 常勤監査役会議にて活動報告(業務監査結果、重要会議への出席状況、安全・環境・コンプライアンス関連) (Bグループ)5社 ・親会社監査委員との毎月の定例会合の場で、監査計画や監査結果の報告を行っている。 1社 ・当社の非常勤監査役を兼務しているため、不祥事等を含めて適宜情報提供 2社 ・大きなリスク発生時(大事故、不祥事発生時など) 1社 ・正式な報告ではなく不定期な雑談ベースで問題点やインシデントを伝達 1社 ・年2回、監査計画と監査状況を報告。 1社 ・親会社への報告は、グループ監査役連絡会で業務監査結果の報告 1社 ・グループ監査役連絡会で意見交換 1社 ・グループ監査役連絡協議会とは別に親会社常勤監査役が年1回、子会社社長以下と意見交換会に来るときに監査役単独で簡単な報告をする。 1社 ・なし 6社 【79%で何等かの形で報告している。】	
3-2-4子会社の監査役は親会社の内部監査部門の監査を受けているか？有無？	・受けたことがある: 3社 ・受けない: 27社 ・事前の書面審査の時に前任監査役が作成した(代表取締役への)監査報告書の写しを提出したことあり。 1社 <u>・内部監査時に意見交換の為にヒアリングを受けることはある。1社</u> ・親会社内部監査部門へ監査役監査チェックシート及び監査調書を報告。 ・30分程度の面談を求められるが監査ではない。ただし、監査チェックシート(親会社指定フォーマットを使用)の前年度結果提出を求められたことがある。(提出のみ) 1社 ・受けていないが、意見交換会を実施。1社 ・受けていない。が、会社が親会社内部監査部門の監査を受ける際の、最新の監査役監査実施報告書、監査役監査チェックシート、及び指摘事項の是正状況のエビデンスを提出したことあり。2社 ・監査役が監査の対象になることはないが、親会社監査役のヒアリングはある 1社 ・無し ただし、J-SOXで当会社監査部のJ-SOXチームから年2回監査を受けている。(監査役の統制等)1社	
監査を受けている場合の頻度、時間、内容は？指摘・要望事項はあるか？	・活動状況を確認し、指摘事項は無かったと認識。1社 ・概ね2～3年に一度 1社 ・3年に1度。経営者インタビューの一環で30分程度。但し、監査というよりは情報交換の位置付けとの説明あり。指摘事項・要望事項等はなかった。 1社	
3-2-5子会社常勤監査役への教育・研修	(Aグループ) 研修がある 6社 ・新任時に取締役と一緒に半日程度まず役員としての研修があり、監査役は更にプラス30分程度監査役に特化した研修がある 3社 ・親会社主催によるコンプライアンス事項を中心とした研修会が年に2回開催される。 2社 ・就任時に取締役と一緒に半日程度まず役員としての研修があるのみ 1社 ・特になし 1社 (Bグループ) ・特になし 5社・・・<u>監査マニュアルが渡される</u> (その他) 研修がある 8社 ・親会社主催の子会社監査役と孫会社監査役を対象とした研修 1社 ・親会社主催(費用は各社分担)の研修会(計6回) 1社 ・新任時に、親会社の経営監査部門で、3か月間の教育が有る。 1社 ・年に1回取締役とともに役員としての研修。年2回程度、外部講師による研修。 1社 ・新任時に1日、監査役に特化した新任監査役講習を受講 1社 ・昨年度から、子会社監査役に始めて就任した場合、日本監査役協会の「新任監査役のための法律基礎講座」を受講するよう、親会社から指示が出るようになった。それ以外は、特に無し。 ・就任時に新規の取締役就任者も含めて弁護士により一度研修がある。 ・特にないが、親会社を含む企業グループの新任役員研修に参加 1社 ・特になし 3社	

		監査役の自主研鑽の場	・G常勤監査役の集まり2回、WG活動6回程度、全て懇親会あり 8社 ・グループ内常勤監査役勉強会(5～6回/年) 5社 ・グループ常勤監査役会での情報交換 2社 ・同じ事業分野の子会社常勤監査役同士で連絡会を実施。月毎のテーマに沿って情報共有・議論。(1回/月) 1社 ・テーマに沿って子会社が勉強会を開催(3グループ)、親会社にて成果を報告 1社 ・親会社監査役経験者(嘱託勤務者他)への質問 1社 ・監査懇話会 29社 ・日本監査役協会 16社 ・監査法人が開催する監査役向けセミナー 1社 ・日本監査研究学会 1社 ・日経ビジネスセミナー 1社 ・会社からは用意されていない。自主性に任されている。 2社
	3-2-6子会社常勤監査役に補助スタッフが居るか	・居る:11社(0.1人エレベル、協力程度。兼務者。)(4人いるところもある1社) ・いない:18社	・例外的にスタッフが4人いるところも1社あるが、居ても殆どは0.1人エレベル。 ・いないところは62%を占める
	補助スタッフの役割は？	・日程調整・事務作業・意見交換・秘書業務 ・監査役協議会運営事務 ・基本は監査役がすべての業務を行うが、繁忙時の事務補助程度 ・秘書業務が中心であり、監査役業務に関連した所謂監査役スタッフでは無い。	
	3-3子会社の取締役会の状況		
	3-3-1子会社の取締役会の状況・実効性 ・実質的意思決定は？(親会社担当事業部門等との事前審議・許認可、経営会議等) ・議題の決定者、開催頻度・審議時間の確保状況、出席者の発言等は？ ・監査役の開わり方は？	・3ヶ月毎 7社。1時間以内 5社 ・2ヶ月毎 4社。1時間以内 3社 ・毎月 15社。2時間程度 3社、1時間半程度 1社、1時間程度 5社、15-30分程度 1社、5分程度 1社(非常勤役員も外部出身の役員もいないのと、審議は直前の常務会や重要なものは親会社との協議で議論が尽くされている) ・<u>常勤役員は議案を経営会議等で承知しており、親会社からの非常勤役員への報告が主。 21社 議長は非常勤取締役及び非常勤監査役に意見を求める。 1社 対象に社外取締役を含む 1社 非常勤監査役から質問あり 1社</u> ・<u>重要事項は親会社の許認可であり、通常は形骸化(親会社に提出後、子会社取締役会で審議)している。 16社</u> ・取締役会で事業の詳細が議論されることは無く、その多くは本部長会議(経営会議)で討議・報告される。 1社 ・役員人事・重要な組織変更・寄付金・内部統制システム構築運用状況・株主総会資料の決定・事業概要など限定された項目につき、審議・報告されている。 1社 ・常勤監査役は取締役会・本部長会議に出席(非常勤監査役は取締役会のみ)、必要に応じ質問・意見交換する。 1社 ・常勤監査役としては、実質的には経営会議等で意見を述べており、改めて取締役会で発言することはなかった。 1社 ・社外独立役員が出席。議案は法令・定款・取締役会規定に従っている。社外役員からはほぼ毎月質問等の発言がある。上場子会社の為、少数株主保護及び独立性確保の為重要事項は親会社の決裁ではなく意向確認という形をとっている。 1社 ・子会社での経営会議・取締役会承認後、カンパニー会議に付議し許認可を受ける。必要に応じ承認が下りた案件を親会社経営会議に付議する。カンパニー経営会議以降常勤監査役は関わっていない。 4社 ・監査役は毎回出席して質疑を行う。 1社 ・監査役は取締役会で監査計画および4半期単位監査活動実績を定例報告。また、常務会での監査役意見を取締役会で改めて述べることもある。 1社 ・議案は法令・定款・取締役会規程に従っている。他に年間スケジュールにて報告事項が決まっている。 1社 ・取締役会付議事項は、取締役の意見を集約して決定。予算協議は、執行役員会で協議、親会社担当役員も参加し、そこで決める。 1社 ・昨年4月の持ち株会社化に伴い子会社決済基準が緩められた。それに伴い親会社への承認頻度が減っている。 1社 ・通常の議事と親会社への報告、親会社からの報告事項兼ねる。議事進行、全員持ち寄り事項の発言機会あり。 1社 ・実質の決定は子会社と言えるが、議案の重要性によって親会社への事前審議が必要。 1社 ・子会社が決定 ・重要事項は親会社の承認 ・議題は子会社が決定、率直な意見交換 ・不明点の確認、提言	
	3-3-2社外役員(取締役／監査役)の有無 どんな人？	・会社法に規定する社外役員はいない。 18社 社外取締役は居ない。 2社 ・会社法に規定する社外役員がいる。 1社 ・会社法に規定する社外取締役は2名(銀行系1名 + 営業系1名)。左記以外に、親会社からの非常勤取締役は1名(営業系)。会社法に規定する社外監査役はいない。 1社 ・会社法に規定する社外監査役は2名(過去親会社の役員、従業員。改正会社法の社外要件には該当。) 1社 ・関係金融機関出身者 1社 ・独立社外役員:取締役2名は弁護士、元他社経営者、監査役2名は公認会計士。 1社 ・親会社からの非常勤取締役は親会社管理部門/事業部門の役職者。 16社 内、元子会社社長 1社 ・親会社からの非常勤取締役はいない。 1社 ・親会社からの非常勤監査役は親会社管理部門の役職者・担当者、親会社の子会社の監査役。 17社	

3-4 常勤監査役と非常勤監査役との関係		
3-4-1 非常勤監査役の出身母体は？	・親会社からの非常勤監査役は親会社管理部門の役職者・担当者、親会社の子会社の監査役。 22社 ・関係金融機関出身者 1社 ・公認会計士 1社、弁護士 1社 ・親会社の監査役は経営会議、取締役会等の重要会議の参加のみとなっているが非常勤の区別はしていない 1社 ・いない 4社	・親会社からの派遣が多い
3-4-2 非常勤監査役はどんな機能か？	・監査役協議会に出席、常勤監査役から報告を受け、適切な助言を実施。 ・常勤監査役が作成した監査報告書の内容を確認して、記名押印。 ・年数回、常勤監査役に同行して往査を実施し、適切な助言を実施。 ・年数回、親会社管理部門として弊社管理部門と一緒に現場確認を実施、管理部門業務に反映（常勤監査役には非通知）。 ・取締役会に出席（子会社管理の視点が強い） ・会計監査人の監査結果報告会に出席し、内容を確認。 ・社外の知見を活かした大所高所からの発言を通して、少数株主を含めたステーク・ホルダーを含む視点での監査 1社 ・監査役監査調書の確認、監査役監査チェックシート結果に対する意見統一、常勤監査役が作成した監査報告書に対する確認。・・・<u>子会社の常勤監査役を管理統括するのは、子会社を配下に持つ親会社の事業管理部門なのか親会社の監査委員なのか明文化されたものを見たことはないが、同事業管理部門の役職者が当社の非常勤監査役を兼務することによって、常勤監査役の管理統括の役割も負っている</u>と認識している。 1社 ・年2回は「監査役協議会と社長との意見交換会」として非常勤も含めて意見交換を実施。 3社 ・社外取締役との意見交換会実施。 1社	